

京都府子どもの貧困対策検討会設置要領

（目的）

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成26年法律第64号）に基づく「京都府子どもの貧困対策推進計画」の策定及び本計画に記載する施策について点検・評価等の進捗管理を行うため京都府子どもの貧困対策検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 検討会の委員は別表に掲げるものをもって充てる。

2 委員の任期は、就任後から毎年度3月31日までとする。ただし、特段の事情がない限り再任を認めることとする。

3 検討会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 座長は会務を総括する。

（運営）

第3条 検討会は健康福祉部長が招集する。

2 会議の進行は座長が当たり、座長に支障があるときは座長が指定する者がこれに当たる。

3 座長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

（部会）

第4条 必要に応じて検討会の下に部会を設置することができる。

2 部会のメンバーは、別表各分野の委員から座長が指定する。

3 部会の設置・運営に関して必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第5条 検討会の庶務は、健康福祉部家庭支援・青少年支援課と教育庁指導部学校教育課が共同して行う。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年6月3日から施行する。

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

この要領は、令和6年5月14日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	所 属 等
<p>有 識 者 (4名)</p>	<p>京都府立大学名誉教授 小沢修司 大阪市立大学大学院准教授 五石敬路 京都華頂大学教授 流石智子 立命館大学教授 柏木智子</p>
<p>就 労 ・ 福 祉 (4名)</p>	<p>京都ジョブパークカウンセラー 京都自立就労サポートセンター 社会福祉法人京都府母子寡婦福祉連合会 社会福祉法人京都府社会福祉協議会</p>
<p>教 育 (4名)</p>	<p>京都府小学校校長会 京都府中学校校長会 京都府私立中学高等学校連合会 京都府立高等学校校長会</p>
<p>民間活動団体等 (4名)</p>	<p>こどもの居場所：NPO 法人山科醍醐こどものひろば こどもの居場所：NPO 法人 NPO 亀岡人権交流センター 奨学金利用者：あしなが育英会（大学生） 子ども食堂：特定非営利活動法人きょうと藤の木セカンド ハウス</p>
<p>行 政 (2名)</p>	<p>京都府市長会 京都府町村会</p>